聞見雑録 六

和書門 類
二七四五三 號
八九 函
一 架
三〇 冊

内閣文庫
和書 類
二七四五三 號
三〇 冊
二一三函
壹 架

内閣文庫
番號	和 27453	
冊數	30	(6)
函號	213	1

国立公文書館 National Archives of Japan

○伊勢内宮　千八百十四年　天保二迄

皇太神宮三座　天照大神一座相殿の
神二座左手力雄命右萬幡姫命
人皇十一代垂仁天皇二十六年九月渡會
郡宇治里ニ遷座ス

○同外宮　千三百五十四年

豊受大神宮四座　國常立尊一座相殿
之神三座　左瓊々杵尊　右天兒屋根命
太玉命人王二十二代
雄略天皇二十二年七月丹後國與佐郡
眞井の原より渡會郡山田の原ニ遷座ス
内宮鎮座之後四百八十年といふ

西宮御神領四万二千石

〇山城國石清水八幡　九百七十三年

大宮三座　應神天皇一座

東玉依姫　西神功皇后五十六代

清和天皇貞観元年八月山城國雄徳山

ニ遷座す源家の御氏神天下第二の

宗廟也

社領七千四十石

〇京都上加茂　神代鎮座大宮一座

別雷命　則別雷皇太神宮と称し奉る

昔は天子の皇女を以て斎院となし給ふ王城

の鎮守天下第三の宗廟也

社領二千七百石

〇同　下加茂　神代鎮座大宮一座

玉依姫　上加茂の御母神也

御祖皇太神宮と号し神代の鎮座

社領五百四十石

〇同　松尾社　千百五十年

祭神二座　大山咋命　月讀命四十

二代

文武天皇大宝元年鎮座

社領九百三十石

○同 稲荷社　千百三十六年

祭神三座　上の社太田命 中の社
倉稲魂命 稲荷の神是也 下の社
大宮姫 四十三代
元明天皇和銅四年山城國遷座
社領百石

○同 平野社　千五十年

祭神八姓祖神也
第一日本武尊源氏神也
第二仲哀天皇平氏の神也
第三仁徳天皇高階氏の神也
第四姫大神 大江氏の神也
第五天穂日命 菅原氏 其外中原氏
清原氏 秋篠氏の神也 五十代
桓武天皇延暦元年遷座
社領九十石

○同 祇園社　九百五十六年

祭神三座　素戔雄命 一座 東八王
子 西稲田姫 五十六代清和天皇貞観十八
年播磨國より山城國八坂の今の地へ遷座

社領百四十石

○大坂生玉社　千二百四十八年

祭神一座生魂命　三十代

用明天皇二年攝州生玉座聖徳太子

小勧請

社領三百石

○南部春日社　千六十四年

祭神四座一御殿武甕槌命二御殿

斎主命三御殿天児屋根命春日の神

是なり四御殿太神ハ四十八代称徳天皇

神護慶雲二年十一月九日大和國三笠山

遷座

社領三千四百石

○大和三輪社　神代遷座

祭神一座　大己貴命（オホナムチ）

当社ハ拝殿斗ありて本社なし当本社

（を造り置）是れハ鳥居あまた並びて清らき

破り諸ころなしてその本社をとくにて目

ぬ神の誓を知りて今後ハ此ゝさるし

ここ

○筑前太宰府　九百十二年

社領百七十石

祭神天満天神の御廟也
なりて京山安楽寺と号ス六十代
醍醐天皇延喜十九年勅よりて勧請
菅原仲平奉行之
社領千石

○豊前宇佐八幡　千百二十四年
当社ハ山城の国石清水の本社也四十五代
聖武天皇神亀四年ニ造営
社領千石

○安芸厳嶋社　千弐百六年

○出雲杵築大社　千二百九十四年
祭神一座　素戔嗚尊三十代
欽明天皇元年造営昔ハ宝殿の高サ
三十二丈故ニ大社と号す今ハ減して高サ
八丈也
社領千石

○備中吉備津宮　千二百二十五年
祭神一座　吉備津彦命三十四代
推古天皇元年造営備前備中備後
三ケ国の一ノ宮也
社領百廿石

○近江日吉社　千百七十年
祭神山王廿一社大宮二ノ宮聖真子八王子
十禅師三ノ宮以上上七社大行事早尾
下八王子王子宮　聖女　気比小禅師以上中
七社　悪王子　新行事　石滝　剱ノ宮
牛御子　若宮　護因　以上下七社二十
九代　天智天皇元年鎮座
社領二千石

○尾張熱田社　千七百五十二年
祭神一座　日本武尊或ハ熱田の神体ハ
神代より傳はりし草薙の剱をもて御神と
いふ十二代景行天皇四十九年鎮座
社領

○駿河冨士浅間　千七百六十一年
祭神一座　木花咲耶姫命十二代
景行天皇四十年日本武尊御勧請
社領千三百石

○相模鶴岡八幡　七百六十九年
祭神石清水八幡同体七十代後冷泉院
康平六年奥州征伐の時祈願によりて
伊豫守源頼義勧請

社領永八百四十貫文

○相模江嶋本宮　千二百八十六年
人王三十代欽明天皇六年出現
其後五十二代嵯峨天皇弘仁五年弘法
大師天女の神託によりて始て堂塔建
立
社領十五石

○同上宮　九百七十九年
人王五十五代文徳天皇仁寿二年
慈覚大師上の宮造立

○同下宮　六百二十年

人王八十三代土御門院建仁二年慈悲
上人始て社建立
社領十石八斗

○江戸山王社　三百七十二年
祭神日吉社に同　人王百四代後土御門院文
明元年太田道灌勧請江戸中の大社
なり
社領六百石

○神田社　五百二十二年

祭神　二座大己貴命　平将門霊神
九十四代　花園院延慶二年遷座
社領三十石

○江戸芝神明　八百二十八年
祭神　伊勢太神宮　六十六代
一條院寛弘二年遷座寛永十一年
三田より遷座
社領十五石

○同　王子権現　三百三十一年
祭神　紀州熊野同体　百五代
後柏原院文亀元年王子の里に遷座
社領二百石

○同　渋谷八幡　七百六十九年
祭神石清水同体　七十代後冷泉院
康平六年伊豫守頼義鎌倉同時よ
勧請当所ハ渋谷金王丸誕生の地と云

○武州大宮氷川神社　二千三百四年
祭神三座男体之素盞雄尊女体

妻稲田姫命娶生子爲大己貴命
人皇五代孝昭天皇之年始て社壇
しけるに武蔵国一宮と云々
社領二百石

○同多摩郡御嶽山　千七百廿二年
祭神一座日本武尊也征夷高祖国号
の御社と号す是は十二代景行天皇四十年
日本武尊東夷を征伐し玉ひて武具
を当社に納め給ふによりて国の名を始て
武蔵と名付給へり
社領七十石

○同秩父三峯山　千百三十二年
祭神一座　伊弉冊尊之　四十代文武
天皇之年役行者開闢の地也此山に
三宝鳥あり又異香ありて積て参詣
の人々を苦しむる事侍あり且狼ありて田畑
を守護し諸獣を入れ皆神妙数と
甚し近年にて参詣多く繁昌に

○同秩父子権現　八百九年
祭所紀州にて祭る小児子の年子の月子の

明らかなる世の人々の聖武にての聖く
いふ六十七代三條院長和元年三月十日
昇天しぬふる權現と崇め奉り下の
病ある者の酒を禁じて祈る者驗あり

○同葛西金町半田稲荷　千百六十年
祭神倉稲魂命之四十三代元明天皇
和銅七年の勧請之由へ二ノ倉末のうち
半田村ニ祠中古今の金町ニ移し在る
半田の号に祠り

○下総香取神宮　二千四百七十年
祭神一座　經津主之命又名を
斎主之命とも称し奉る人皇初代
神武天皇十八年ニ下総の国大槻に
亀甲山ニ鎮座在あり香取の大宮と
号す
社領千石

○同船橋御殿　千七百六十二年
祭神伊勢太神宮之第十二代景行天皇
四十年日本武尊御勧請の社也
社領五十石

○常陸鹿島神社　千百九十年

祭神二座 男体山伊弉諾尊 女体山
伊弉冊尊也 三十六代皇極天皇二年
始て神殿を造立ありて地を寄附 筑
波神社と号す
社領二百石

○常陸鹿嶋宮　二千四百九十一年

祭神四座 中一座右神 中二座経津主命
中之武甕槌命 鹿嶋大神是也 中四座天兒屋根命
人王神代神武天皇元年天種子を
始として鹿嶋の太宮と号す 日本神
社の始として常陸国一ノ宮之社領二千石

舊記ニ云 天照太神 皇孫瓊々杵尊をもって
日本国の君とせんと思召給ふに 此国に邪神あり
是をはらひ平んと欲し 八十諸神を招給
ゐひてえらしめまて天の穂日命をつかはさる
天稚彦命をつかはし給へとも 征伐の功
なかりしかは 天照太神 重て諸神の
議をもって 経津主命 香取大神之 に命し
て征伐なさしめ給ふ 是大将軍の始也 其時
武甕槌命 鹿嶋大神之 進出て曰く 経津
主命獨大丈夫にして我ハ丈夫にあらすと
せんのたまひ勇気頻りにたかりしかハ則
経津主命に副て征伐せしむ 是副将軍の始也

ここに於て二神邪神をことごとく平らげ
安国となし給ふ天照大神の皇孫瓊々杵
尊葦原日向のあるじとしてくだらせ給ひて津
日嗣をうけてのぼらせ給ふ皇統連綿とし
て万代不易のてらたまふ事偏に
崇むべし是今も香取鹿島大神
の功なり

○上野拔鉾神社　千百六十六年
祭神一座経津主命にして香取大神
御同体なり四十代天武天皇白鳳元年
始て本宮を造営ありと上野一の宮拔鉾拝

の神社と号し
社領百七十石

○下野日光神社　千六十四年
祭神三座大己貴命　事代主命
味耜高彦根命之四十八代称徳天皇
神護景雲元年聖道上人はじめて
宝殿を造立ありと下野国一の宮なり

○信濃上諏訪　千三十五年
祭神一座建御名方命之五十代
桓武天皇延暦十六年坂上田村丸奥州
の賊高丸を退治の時当社にまうでて神

厥ヒと經營ヒと信州一ノ宮之
社領千石

○下諏訪　千三十五年

祭神一座下照姫命之上ノ社ニ同時ニ鎮座之祭祀ハ七月七日毎年當日鹿の頭七十五ニて神前ニ備へまつるなり

○近江竹生嶋社　千七百四十一年

祭神一座市杵嶋姫命之今毎歳まてヒと称ヒと第十二代景行天皇十年ニ淺井郡の湖中ニ始て鎮座ましますのよし

社領三百石

○同佐々木社　千五百年

祭神一座少彦名命五柱一ノ神ノ同体之第十七代仁徳天皇二年鎮座

社領八十石

○同新羅明神　九百六十二年

祭神一座五十猛命之五十六代清和天皇貞觀十年ニ鎮座三井寺の鎮守なり

○同藥磨沙神　九百八十年

祭神一座　國常立尊之五十五代
文徳天皇仁寿二年ニ鎮座祭礼ハ四月
朔日也いにしへ男子縁ありし女祭の日迄
てられし男の数ほと鍋をかふりて御神
へまいりしこの男といのりけるとなり
是をば世に築摩の鍋祭りといふ也

○攝乃住吉明神　千六百三十一年
祭神四座　底筒男命中筒男命
表筒男命神功皇后也人皇十五代
神功元年ニ皇后三韓を退治しおはしまし時
住三神影を現し給ひて御舟をまもり給ふ

三韓を平らげ給ひて皇后攝州の地
まで凱陣し給ふ三神も住吉の國たり
との給ひ此所ニ鎮座し給ふ住吉明神
と名付しとぞ又和歌の神とあがめ給ふ
昔御社の内に楼ありしかれハ帝の御夢ニ
告させ給ふ

　　夜や寒き衣やうすきかたそぎの
　　　行合のまより霜やおくらん

住吉御神詠なりしかは帝おどろかせ給ひて
あらためて御社を造り奉りしとぞ
社領二千石也

○同 西宮恵比寿社　千六百三十二年

祭神之儀中殿蛭児尊左大己貴命

右事代主命并十五代神功皇后

二年摂政諸国恵比寿の初社也

○山城比叡山　千四十四年

延暦寺と号して台宗総本寺五十代

桓武天皇勅願延暦七年傳教大師

建立日本四ヶの大寺の其一也山と斗

いふ時ハ比叡山を限る

寺領五千石

○同 戒檀院　千八年

五十二代嵯峨天皇弘仁十四年慈覚大師

建立安附延暦寺と勅号を賜りて

○京都大仏殿　二百四十九年

方広寺と号して台宗百八代

後陽成院天正十六年太閤秀吉公之建

立本尊釈迦之坐像御丈十間本堂東西

廿七間余南北四十五間余

○同 東寺　千三十五年

教大寺と称し真言宗総本寺五十代

桓武天皇延暦十五年勅に依て建立

藤原伊勢人建之を領家て寺ハ弘仁
十四年弘法大師に賜りて鎮護国家
の道場なり
寺領二千二十石

○京都建仁寺　六百二十一年
東山と号す禅宗五山の其一也八十三代
土御門院建仁元年源家将軍頼家卿
建之開山栄西禅師日本禅宗の元祖也
寺領八百二十石

○同　本圀寺　五百六十九年
大光山と号す法華宗京都十六本山の
随一也八十九代亀山院弘長元年日蓮上人
鎌倉松葉が谷に建之四世日静上人の時京
都に移すと
寺領百五十石

○同　周幡堂　八百二十九年
平等寺と号す天台宗六十六代一條院
長保五年因幡国司中納言行平建之
本尊薬師天竺より釋迦如来の四仏日本
之如来の其一也
寺領四十石

○同　仁和寺　九百四十四年

御室の御所とも号す 真言宗 五代
光孝天皇仁和四年建立 延喜元年
宇多天皇仁和寺ニ御所を造らせ是より
居住ふ給ひ御座御室といふ又帝の[illegible]
住ひし給へれハ御門跡と称らる
寺領千五百石

○京都 知恩院　六百廿一年
華頂山大谷寺と号す 浄土宗総本寺
四ケ寺の随一也 八十四代順徳院建暦元年
円光大師の建立 中興満誉上人の時
総本山となる
寺領五千石

○高山寺(かうさんじ)　六百二十六年
梅尾山とも号す 花厳宗の一なり 八十
三代土御門院建永元年十一月建立
開山明恵(みやうゑ)上人 当山ハ茶の根本なり
始て茶の種を植し地也
寺領八十二石

○同
神泉苑(しんせんゑん)　千四十八年
護国寺とも号す 真言宗 五十代
桓武天皇延暦三年此所ニ御所を
造営ありて乾臨閣と号す 方八町の苑
にして天子御遊覧の地なりし[illegible]

弘法大師此所に于て七日と勅給ひて
雨を祈り給ふ事後小野小町も和哥を
詠て雨乞の名高あり
寺領四十石

○同 清水寺音羽山と号す 千二十五年
法相真言兼帯 五十一代平城天皇
大同二年 坂上田村丸東夷征伐の時
祈願に依て諸堂建之
寺領百三十一石

○同 東福寺 五百九十年
慧日山と号す禅宗五山の内第一也八十六
代四条院延応元年九条関白道家公
建之開山聖一国師七堂伽藍を建之
其後一度も火災の患なし 材木は唐
木なり
寺領千八百五十石

○同 本願寺 五百六十年
龍谷山と号す 一向宗一派の寺なり
八十八代亀山の院文永九年建之
親鸞上人遷化の後十一年目なり
其後天正十八年 東西二ケ寺に分る

寺領二百石

○近江三井寺　千百六十三年

長等山園城寺と号して台宗一本寺之三十九代天智天皇七年建立開山教待和尚初め崇福寺と称を清和天皇貞観十年智証大師に給ふ日本四ヶの大寺の壱つ寺といふ時は園城寺に限る故に叡山を山門と三井寺を寺門と称を

寺領千二十石

○大坂天王寺　千二百四十八年

七堂伽藍ニて台宗三十二代用明天皇二年聖徳太子の御建立なり太子守屋と戦ひ給ひけ軍之家にあらひ四天王に御祈願して四天同の軍に守屋を亡し給ひて後の御宿願となられ伽藍を建立し四天王寺と名付させ給ふ

寺領千石

○河内道明寺　千二百四十年

禅宗比丘尼寺なり三十四代推古天皇二年聖徳太子の命に依て土師連八

當堂境を造立す菩提至の伯母
御前光寿尼の住所より尼寺と
なれり尼御寺の初しん名なり
寺領百廿石

○三河大樹寺　二百廿六年
成道山松安院と号し浄土宗之
御之寺の第一也百四代後土御門
院御宇文明七年勢誉上人建立
寺領七百石

○同　鳳来寺　千二百六十年

煙巌山と号して台宗兼帯四十代
天武天皇白鳳元年理趣仙人建立
寺領千三百五十石

○甲斐身延山　五百五十八年
久遠寺妙法華院と号し法花宗
一本寺なり八十九代亀山院文永十
一年日蓮上人此山に退隠し給ふ波
木井実長入道寺地を寄附す九十代
後宇多院建治元年九月法華経
守護のため出現し身延山の鎮
守なり

○同　七面明神　五百廿五年

○鎌倉光明寺　五百九十二年

天照山蓮華院と号す浄土宗関東総本山なり八十六代四條院仁治元年執権北條武蔵守経時の建立開山記主禅師

寺領百石

○江戸浅草寺　千二百四年

金龍山と号す天台宗三十四代推古天皇三十六年本尊観世音浅草川より出現す三十七代孝徳天皇大化元年勝海上人始て堂塔建立其後頼朝卿寺領を寄附し給ふ

寺領五百石

○同　傳通院　四百四十二年

無量山寿経寺と号す浄土宗檀林の其一也百代後小松院明徳三年了誉上人の建立

寺領七百石

○同　羅漢寺　百十六年

天恩山と号ス禅宗黄檗派百十五
代中ノ御門ノ院享保元年ニ松雲
建之鉄眼禅師を請して開山とす
五百羅漢名高霊像武江人の寺也

○江戸回向院　百七十五年
国豊山と号ス浄土宗京知恩院の道
場之百十二代後西院明暦三年正月
十八日十九日の火災ニ死亡せし者の十方
八万人の菩提の為ニ建立之所

○洛東南禅寺　五百四年
瑞龍山太平興国南禅寺と号ス禅宗
（五山之上）九十一代伏見院正応元年
亀山法皇の御所を寺大明国師の開基
なり当山は亀山法皇の離宮として
て寺院となし故ニ五山の上とす
寺領千五百石

○同　六百十年
百万遍
長徳山知恩寺と号ス浄土宗四ケ
の本寺の内也八十五代後堀川院

貞應元年勢觀坊源智上人の開基なり八世善阿上人の時百万遍の号を給ふ
寺領二百石

○洛陽佛光寺　六百廿年

汁谷山と号す一向宗佛光寺流の本寺なり八十四代順徳院建暦二年建立也開山真佛上人ハ本尊阿弥陀如来慈覚大師の作也昔寺号興正寺と称せしを後醍醐天皇の御時教寺の本尊光明を禁中に輝き勅して佛光寺と改む
寺領七石

○同　六角堂　千二百十九年

頂法寺と号す台宗也三十四代推古天皇二十年聖徳太子の御建立なり本尊如意輪観世音西國十八番の札所也池ノ坊立花の家なり
寺領一石

○同　栗生野光明寺　六百四年

號圓山と号す浄土宗西山流の本寺也
八十五代後堀川院安貞二年建立
開山宗信坊蓮生法師俗名宇都宮
弥三郎頼綱也

○同

小山金閣寺　四百二十四年

鹿苑院と号す禅宗也百一代後小松院
応永四年足利将軍義満公の建
立也五重の殿閣あり第一を法
水院中二の閣を潮音洞中三の閣を
究竟頂と号す額ハ後小松院の御宸翰也

此殿の床之間四方の一枚板と云ふとより
閣の内外悉く金箔を押（押ス欤箔押之）故に金閣寺
と称す
寺領二百石

○大和長谷寺　千九十八年

豊山と号す又伯瀬寺ともいふ四十五代
聖武天皇天平五年五月諸堂成就
して開眼供養あり開山ハ徳道上人也
本尊ハ御丈二丈六尺の十一面観世音也
寺領五百石

○同　小池坊

長谷寺の本坊ハ真言宗新義の本
寺也当寺ハ僧正より伝ル不化の学寮六
百軒余あり

○大和法隆寺　千二百二十四年
七堂大伽藍之法相宗并八宗兼学
なり聖徳太子の御建立にして人王三十
四代推古天皇十五年ニ伽藍成就ㇾ
金堂の本尊ハ薬師釈迦の二尊也
寺領千石

○同　永久寺　七百八十年
門山金剛院号真言宗当山方山伏の大
先達也七十四代鳥羽院永久二年建立
開山亮恵法師本尊薬師也
寺領千石

○紀州道成寺　千百六十一年
天音山と号ス天台宗之四十二年文武
天皇大宝元年紀の大臣道成公の
建立なり

○同　高野山　千十四年
金剛峯寺と号ス真言宗一本寺也

五十二代嵯峨天皇弘仁七年大師の
開基なり則大師御入定の地也
寺領二万五千石

○泉州堺妙國寺　二百七十年

廣布山と号す法華宗一本寺也百七
代正親町院永禄五年に好豊者
入道実休の建立也開山日珖上人也
此寺に大様の蘇鉄あり妙國寺の蘇
鉄とて堺中一の名産也
寺領百石

○同大安寺　十六年

安宗山大安寺と号す真言宗一本
寺也四十五代聖武天皇神亀二年
勅に依て行基菩薩の開基なり
中興は弘法大師也
寺領八十石

○越前永平寺　五百七十九年

吉祥山と号す曹洞流の本山也八十八代
後深草院建長五年に宋より入唐
時頼の建立開山道元禅師也

寺領二百四十石

○信州善光寺　千二百八十年

本尊閻浮檀金阿弥陀の三尊なり
四方四門の号東ハ定額山善光寺西ハ不捨
山浄土寺南ハ南命山無量寿寺北ハ北空
山雲上寺と号す台宗也三十代欽明
天皇十三年始て如来日本へ渡らせ給ふ
御堂ハ三十五代皇極天皇の勅願なり
本願ハ本多善光也百八代後陽成院
慶長二年七月十八日太閤秀吉公の
御所望として南如来を京都大仏殿の
本尊として移し奉る所如来のたゝりましまし
元の地へ帰り度由毎夜さとし有て同八月信州
へ御帰り遊ハす日本三如来の随一也
寺領千石

○上総笠森寺　八百四年

大悲山と号す天台宗也六十八代後一条院
長元元年建立本尊観音伝教大
師の作坂東三十一番札所也

○下総成田山　八百九十一年

神護新勝寺と号す真言宗也本尊不
動明王ハ弘法大師の作にして京都高雄
山神護寺護摩堂の本尊なり

六十一代朱雀院ノ御宇承平年中相馬将門
下総ニおゐて王位を覬んとしけるにて
広沢の大僧正ニ勅を下し不動尊を奉
持し成田の里ニおゐて胡敵退治の護摩
を修行しけるに終ニ将門貞盛の
矢ニ中り馬より落るところを俵藤太
秀郷其首を取て都ニ行て胡敵亡ひけ
れハ不動尊を奉持し帰洛せんとしけるに
動きなく不動尊磐石のことし又不動の告
ありて我永く東国ニ止り衆生を利益
せんとのことく僧正別当となつてかの
不動を安置し寺を尾山ニ表して神
護新勝寺と名付給へり

○江戸芝金地院　　二百二十四年
勝林山と号ス禅宗僧録司百八代後陽
成院慶長十二年ニ建立開山崇伝和尚
勅号円照本光国師
寺領七百石

○同
音羽筑波山　　百四十四年
護持院と号ス真言宗新義百十四
代東山院元禄元年ニ建立開山
隆光大僧正神田橋御門外ニあり
享保二年類焼の後音羽町護国寺

の濡に移す
寺料二千八百石

○江戸駒込吉祥寺　三百七十三年
諏訪山と号す曹洞宗百四代後土御門の
院文明元年太田道灌建之開山青
岩和尚昔ハ内桜田辺にあり中比水道
橋に遷し其後今の地に移さる
寺料五十石

○下野足利学校　千十二年
五十三代淳和天皇天長七年参議
従三位小野篁卿造立し給ふ其後
百三代後花園院永享年中関東管
領上杉安房守憲実文学を志ありて
再興
祠料百石

○釈奠（セキテン）　千百四十一年
四十二代文武天皇大宝元年二月
丁巳の日始て孔子の像を大学寮に
祭らしむ江戸湯島の聖堂においても
毎年此事を執行はせ給ふ
平人拝見なることかなはず貴人まれ
なり

○武蔵金沢文庫　五百六十八年

金沢称名寺本堂西の方ニ文庫の跡あり
八十九代亀山院文永元年北条越後守
平の顕時ノ文庫を金沢ニ建て儒仏の
書を収む儒書ハ黒印仏書ハ朱印を
押ス印文ハ楷書ニて金沢文庫の四字
を篆ニ書ス後ニ上杉安房守憲実再
興ス其後荒廃して跡ニ云ぬ

○水府公秘録写

天明四甲辰年三月廿四日於
殿中田沼山城守佐野善左衛門及刃傷ニ騒動
後水戸宰相御清老中ヘ之為　右御書附
之処内談之為ニ被出候書付之写

一　此度蜷川相模守組新番佐野善左衛門於
殿中田沼山城守ヘ右意趣及刃傷候事乱心
之様ニ相聞候得共全く左様ニ無之私之宿意有之
之由ニ而狼藉ニ及ひ候ハ惣之政務ニ付
之上ニ可相立之儀奉存候　御附之者ニ対して
有之ニ而之段可有之候於
殿中之儀方を　御上をも不奉憚言之庵

至極不忠之名代雖消失候得共依勅ニ候
於代々義故ニ貴賤を捨身命を不顧
發憤を晴し天下安穏諸公庭武門ニ
おゐて義をあらせさせ候ハ勇なるもそれ
恨さ者ハ身分ちり法度ニ不及
御思召ニ付 既ニ天下之乱中を之歴より
叙位任侍従遠州相良之城主ニ被成候ニ
おゐて
御厚恩海よりも深し 別て事を懐き
唯ニ 御仁徳を補佐して政道大切
奉る下々万民ニ至迄心を加へ可申處年来

職紀侮し万民を悩し候ニ付而又山城守ハ若
之節ニ雖も道中万事以外不正之有候多
く剰 山城守雖若輩之節 父ニ随ひ檢撿ニ
若年寄役被仰付 御父子ニ而御役
儀を取計候事悉入候故武家ニ於而辞退
可致處威光を恥ル 父子ニ而相和
ニ身分不相応ニ有之候ニ付旧臣諸士ニ對し候
失礼之事共有之候ニ付諸人悪と諫候ニ付今
般若年寄山城守と申ハ
以若
若年寄 殿中ニ於而不申 却而
若年寄ニ加勢御役を被仰付 於而下方
山城守も右同様之御役ニ而候ニ付之ニ

備後守始終御側にて毛頭も出頭を極めて大
右京大夫ハ山城守近ク出頭しけるか古
来予も出頭なし又新番之者
之騒き右京大夫と一所に於て御取扱
く丹後守あつかりけり御書院番にて大番より
下知しうけ下知を出すに付ては
申す事も有と雖常に困ったる一ツ所に置
無二無三に立越り様子をとりしひ正直
清遣ケ事 御役兼帯御側の御用にても立合右京大夫
ハ加判の仕へき丹後守何とも
此通り下知の仕 二十六日遠江守

同役之中之間にて御杉戸迄切腹ハ山城守と
かけよひに留るニ御番衆も大勢居合たる人者
其場ニ不届兎角極老年と申事なし
難し己組にも老切とへ様目出候家督
うろたへ二不及無し老年故業へ相付
老衰仕り下知に不ゆへニ切になりては其
儀勤中候て召しく又右京大夫山城守
掛り登し事申すへく候 二十二日遠江守
其の并同月十日御籏より不残遣し
居所山城守元より申付候て見舞に
内々これに從居り對する近付右京大夫と
組頭上柳生主膳 安藤 右京大夫 梅部

大膳ホ左衛門さへかり積方と請居ら〳〵
流石源陸松平家ニて苑孫ち〳〵家別し〳〵有
伐〳〵武つし候抛不庭ふしけれ公家し御免
年ニ中積評ニて是人にあんとは山県ち切飯
られける言は鎗柄にて請流し鎗割し柄あくれ
切せんとよきり出ホかりしは
殿中を憚不積合ニ中一通りあらしと
組言を殿中にいへとも身を離され常是
行しるまてホ可積附言には
将軍し御前ニて積わにんて常はニ名を
会しけ身分切倒されけれ是そ夜ち〳〵ニ高貴
あるしく殺害ま是を武つよあれし

有乃発術御法ニ混り充正まし孫とにえ
左りし南附大名ニ列こよわかニて甲冑をなく
術急し事ニは子細を若き是つ全く礼仏ニて
切付けたる身分ちまと肩より出役ちお神
中乃発是ま不〳〵身にお況若き手島あいにて
名く家ゑ歟ケ双備いつしけまて己もおんして
あるし節ニしえ人て其備を無〳〵定けんも家
名ん難お是大原無乃えんしたまさ落身に
中奴臆病風ニ誘き積合扁かけり未聞
四とさ手迄つしとを恥発事にし公家ニてけれ
若き積合若き其手つと討捨けふ月番ニし
老中より天然双備拘し若君周しく積合

書之　御事を探候事思入候て紙以来
此御付候節御伺之吟味致し候得行方
を相尤御奥ニして一候通り者さし御り雖く
其外御中御用之武士之者ニ而役義之
相立之上を不残万石之以下和御じて相成
相成し相尤し候得ハ之其後のみ事に隠
きし御付之節　備後守を厳以可申遣候
予御隠居を以厳候捨の事之尤是ハ背
讃岐守様之様子乱心之も有之もの故捨り
趣意を存候ての捨り之内候相違者
第一之事ハ甚不埒之山城守も之仕合に存之

乱心ものは不及申候御し候意趣之有之哉
御上を憚候て尤候報候し又しも不存若出仕
不仕候得ば　御出之候て格別之事にも可有之
候処　御前に御為　右山城守殿気之毒
御思召候哉　上意之候半而候を神妙
御仕候て相尤も不申之中事之候　御察候
之事ニ候得ハ候御免候得共不被及見付方を
御いたし候候哉之の　上意有之事候
此上にても付候哉之事　御尋之候も有之候はゝ
候今の候得ば御請之及び候て又候ハ
を聞候相候相揃へ御制之候恒中も有之
重中可被入候而　対して之事なく申さし候得

援柄ハ中代てゟ之同様此一條ニ而大切之
事ニ候處故及傷ニ若を謀合し大名に於
揺武極之所を纔なり一統不存知ニてハ
天下之発動しも出来物ニ候し武家纔なり今
何し濟ら候ハ出来候ニ於纔なりも神明も
頭中之武威之落ニ候て之有中しても事
おゐて 未ハ要務可称事ニ付而も故及傷
なりて又おし通を反板をと出迄自然と武氣
御定同を 御定同に御反板てゟ出ても出
候て 出ニ至事ニし 山城ちゟ底外料なり
随て相中に於てか振し事なりニ出於

殿中ニ故長房ハ其居し往合
血氣を用ひ腹菜ハらし多記安元さし宗丈
正敬段方に子孫近門ハ在候者 無動ニおよひしまし
中し方をあてもの一云 神明ニ於ハ今家ニ隆盛
御門井に寺金中事ニ候 是ハ当社ニ何之記し
房兵武 大名井に事ハ 室中御定同して
日本一統天下をも知らし候 反物も何
國より何等拝ニ候 御城下をさし 国に出
大名衆せ彼城て在記 御門押閉進ちゟし
ゐを一統し天下とハ中なり 御家々今家御門
私文井ニ家ニ而之事ニ於ハ何之法而事之も
共御振し御ニし 去先年 細川越中守と板倉

修理殿及満ニ候處八月十五日之事ニ付法会
ニ付出仕之節下馬下乗ニ而供廻り多く群立
候ニ付越中守大勢之者共家臣多き家来ニ
多く有之事一不意之狼藉ニ而てさし
易き事ニ存候松平修理亮安藝守中ニ而同身門外ニ
其外大手御門を前ニて大勢之者ニ而狼藉を極候
修理方ニて細川越中守ニ而存候ニ一言ハ得とも
無由緒事ニ候而法ニ而下知ニ付候得とも
大かたニて候事ニ候而平日ニ而下馬
下乗ニ人数多く候ニ狼藉ニ及候段於于
山城守ニも存知之候を何程路くしも小身者

之處何ニ而御座候事ニて候得者御座候狼藉ニ而迄
有之を御門書并御納ニ候而も有之ニ付武門之人倫
不義之儀無益殺害ニ及ひ候
殿中法度不被背静りニ候人之道を嗜中合
之様を主殿頭父子能ニ人ヲ惜ましむ
御治世ニハ其ニ而なく唯ニ善人有諸候を嗜
りなく天下之御為ニ存
事ニ候御武徳之義なり不加治
をたやし天下之たやこと
之御ハ其己ニ
東照大神宮天下を加護し安く御事ニ候
無之

可被仰付者也
右之通雖為御雑事之如此申渡候
天保四辰年三月十四日ニ勤役召放シ四月頃
去ル七日返御任被仰付候処右備ニ付之上ニテ
同六月ニ到り　水野殿ニ付　松平周防守水野
出羽守ヘと被為　右御改事ニ付聞之
宰相様上意ニテ御申渡如此　越前守家老中山
備前守中様ニ付当時讃岐縁ニ出府ヲ以て務候様
以後
御上意ニ候ヘハ御心得ニ及候ヘ共ニ御沙汰有之候
同役之者共下役共迄不洩様申達シ候事

政道大切ニ可守旨之　御意ニ候又御書ニ
不及申候得共出候を　宰相様御為思召
当時之雑事ニ付此段被仰出候御雑事ニ致
申開方等之御書下知上申等之以ハ右遠ニ而
一ト先出候備前守御心得可仕候也

○佐渡国二ッ岩弾三郎か事

佐渡国二ッ岩といふ山中ニ年来久しくすむ弾三郎といふ狸ハ頗霊ありけるといふ然其狸昔ハ人ニ金を貸ける彼ニ借んとておもふものハ金の員数をと返弁の日限を書付是ニ名印を押て穴の辺ニさし置翌の朝又ゆきてみれハ貸さんとおもふへハ其金穴の口ニ出けり後ニハ金を借りてあまたにして又かへさゞる者もおほかりけれハつひにかさゞりしとそ醫師伯仙ハ佐渡の人なり之世方彼ニまうし其文

うつりて住所に有し時一夕さる里なる
何かし急病ありて薬をもとめし
叮嚀に至る所の人々ハあわてまどひ詳ならず
まうしなくて主家に至さし湯薬音薬を
行ふくまく送りまそてさりつかくて四五日を経
て患人おこたり果たりとてうつらう語て
来て恪をのべ謝物として方金数百顆を
盈に盛てさしいだしけれハ醫師大に怪みて是を
うけずすめけり是ハ四五貼の薬剤をとらし
たるまでの謝物をとらく受る事かハされ
年ハら実子佳ものハ豪家ハこと名を去し

さはりのなし　抑是ハ何人ぞと問ハ件
の男うちほゝゑみて答ハ何をかくし候ハん
我ハ人間にありし時ハ当岩の弾三郎なり
まけて無金を納めおもひけるいかなる医師
頭をたずねまて弾三郎なくいよく交
かし金銭ハ人間日用の宝にして富貴
のためにもなし其所に汝も富たり
かされども不良の宝なりてしとも以ハ深き
又いつくおのれの金ハいかのねにけれ
或ハ兵火にかゝり或ハ洪水に流して
諸鑑に埋まりぬをしらいあつめて貧

人をとらふのこ疑ありて文渡へらと詰らく
まことに少しいさゝて文をやりしに其日に
むなしく立帰り次の日に短刀一口まで
是をと送師におくりていつしか此刀ハ貞宗か
うちたりしものなれハおのれ年頃秘蔵
せり西国の落と掛りて病忽にわすら
ぬるを持ちけ候ハぬハ心くるしくして上ゝ
是をは文添せて家志を果さし候へり
といつて刀をとらめほしうりに亜歌ハ消く
なかりなりされハ彼短刀無名と伯州につゝく
て家宝としなしたて伝へたりしとなん 菅是

土俗の口碑にのこす 昔物語にして今ハ彼老
狸とよんだり者なしといふハあやしき事なり
そうし童子のたぐひまでもこきりなやいるや
其さてに越後寺泊出雲崎海辺にて春
夏秋の間天晴たりゆくべく海上遥に佐渡
を眺むれハこなたの山のかさなりて雲と
いつしに霞もあかしに青きに黒色に
帯たりたるの(?)にして或ハ楼閣或は城郭
城郭廊下築牆石垣なといふぞまこと
全備して見ゆる海市蜃楼とはあかしに
是佐渡の国と云ふ山に弾三郎と云狸あり
これが為すわざにて時々あらわれるといへり

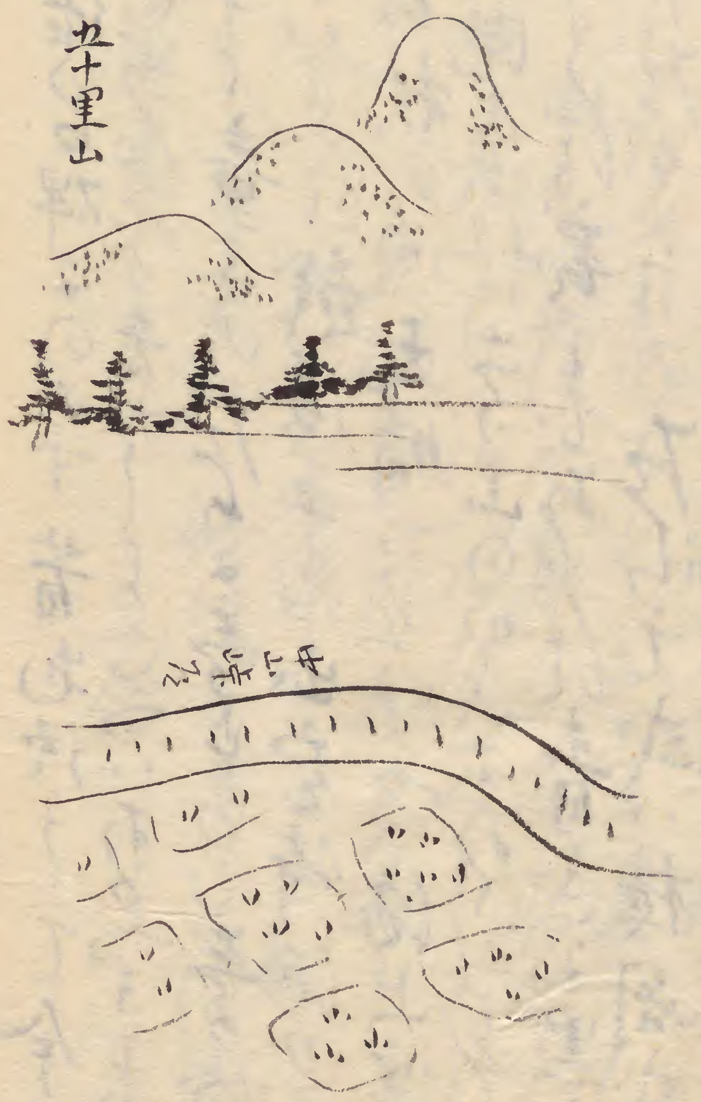

佐渡ニハ楓なく桂も船ハあつまりて吹葉の用をなす亦是造化不測の功なり

○浅草市の事

毎年十二月十七日十八日にたつ浅草の市ハいにしへよりこれ
に正月の新とて賣買ともにて佛閣に参りつどふ
まゝやとなりかく思ひしハ是をもとに思ふに
此市ハもとミ家神門の左なる大神宮の摂社
なりし経の云の市なりき注昔ハ十二月九日十日
なりたりしの観音の會日にハ参詣の老初
浅草寺の事　市の日にしたりまて
此市を十七十八日にせハ便宜なりへしとて
遂にこの事を定めへけて今のとくにはなり
ぬるの由や又ハ云にに
縣神子

縣神子ハ今俗是を梓神子又ハ市子ともいふ
梓ハ檀弓の弦に市ハなきと縣といふハ[illegible]
巫ハ唐土にハ漢の代既にあり王充論衡に世間
死スル者令生人殄而用之言及巫叩元絃下上
死人ノ魂因巫ノ口談皆誇誕言也

新枕の説

○男女はしめて共寝することバいつくも新枕と
いふなりや
歌にあらたまの年の三とせを待わびて
只今宵こそ新枕すれ

是ハはしめて逢たる男年ごとによそへてこざり
けれハ其男に約束して逢けるにはしめの男
来けれハよろこびて出しか今も又他国
へ行て帰りさるに其女子ハ五年子なきハ
三年を限り他人へ嫁して今宵むかふるよし
よみたり定家卿の説に
又年ごとにことありの後の新枕
まことむすふる月日なりとも
あれからとまつくるへきこそ
又しむといふ事

○としだまとハ新年の賜といふ義にてまたこれを
あらたまハしとてとしだまと称せしをつきまに侍んに
しかも標に年玉とありし事ハ不敬の至なり
愛らしのいまだこれを不敬ともいはん年玉と
かくいはゞ玉ハ賜の假字なれバ別て音に
よりて称んずまじく賜ひてまつりしといふ
其意ハかくらんの業ハかくらん病ハ賞ふ
といふ義に似たりといへるハ玉ハ極といふ
祝詞にても玉のそしとはけたると玉の
ありといふ事なりと思ひよりて是ハ諧謔
相方の芽且に玉の名しと祝ふあるべしハ年

玉を祝んとするにもあらず同日の談なり

吉原町開基の事　官論秘鑑

○吉原町開基ハ元和三年といふ有説に
十五年頃まで柳ケ原の中條ととなへし柳女町
御免にて家をたてしれ　町免にて御代今の
葺屋町の下より堺丁四方の地を下されて葦葭生茂
ありしを刈取地形を作なりて葭原と名付ける
大江戸繁栄の最勝業なれば同じ文字
を葦にと吉にと改るとし是よりハ江戸町
堺丁京町角町とよりて後の暦の吉
数饒の名と成ぬ　柳町ハ名所の名のみなり

旦ハ日本堤の方替地よりも新規に替地三千
四方より五ヶ町伏見町中ニきのひ丁揚屋町
屋之又京町貳丁目ハ町作り替許にて出来し
右新町と唱ふり境町ハ今の名のミにて
なし角町吉原ハ江戸町二丁目ニ住居
せしと見えたりなし同人へを家移許にて
きミがテハも此節も事有しくきミがテ、
君の親方とたしかならす之同所
御免以前往女屋新ちと並居しハ桜町へ入の
近大橋柳町今の常盤橋内道三かしの所と
なく柳町と云ハ町の入口に大木の柳の樹ありて

しよりに此町の名ありしとせしかし京橋角町二丁目
なく又二三軒つつ有りしとこれハ居乃世
のこりて根の元なし新吉原へ場所替の
御免にあり芝新町吉原へ引越し事も
御免在来し新吉原家作り出来して仮宅
にて奉賞以　仰付三年乃仮宅山谷鳥越
山の宿となる今日本堤より大門口にて三曲り
有と納し事しハ町家ハ石名将監屋敷
のうし抑古ハ享保年中町家ハより寺
六付吉原町開基の次第中より大昔之元角
吉原は公儀へ申上又吉原へと謂れしく

天保九戊戌年季夏

杉洞葊秘藏

国立公文書館
National Archives of Japan